

【 世系に基づく差別撤廃のための国際協議会 2018年4月9日】

部落問題について

友永健三

(一般社団法人部落解放・人権研究所
名誉理事・反差別国際運動顧問)

1、部落問題とは

(1965年8月、内閣同和対策審議会答申より)

「いわゆる同和問題(※)とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」

※同和問題は、部落問題の行政用語

2、部落の概況

(1993年、総務庁地域改善対策室が実施した同和地区生活実態把握等調査より)

○全国36府県に4442地区の同和地区(部落)が存在。

○同和関係住民(部落住民)の戸数は29万8385戸、人口は89万2751人。

○同和地区(部落)に住む同和関係住民以外の人びとを含むと、戸数は73万7198戸、人口は215万8789人。

【注】この調査は、同和対策事業を実施している部落のみを対象。

3、部落の歴史（前近代）

中世（11世紀～）

- ・清目、河原者、穢多などと呼ばれた集団が形成
- ・動物の死体の処理、皮革の製造、造園などに従事
- ・差別的に見られていたが、畏怖の念でも見られていた。
- ・流動的であった。

近世（16世紀後半～）

- ・皮多、穢多などと呼ばれた集団が城下のはずれなど各地に形成
- ・動物の死体の処理、皮革の製造、太鼓や履物の製造、農業にも従事
- ・役負担として、下級警吏、牢獄の番・清掃、皮革の上納などがあった。
- ・差別的に見られる側面が強くなり、法制的に固定された。4

4、部落の歴史（近代）

○明治維新（1868年）で日本は封建社会から近代社会へ変革、1871年に「賤民制廃止令」が出され、穢多・非人などの呼称が廃止、役負担がなくなり、職業も自由になった。

○しかし、長年に及ぶ差別を撤廃するための具体的な施策は実施されなかった。また、天皇制を頂点とする新たな身分制度が作られ、学歴偏重、衛生思想などが高まる中で部落民に対する差別は再編強化された。

○1922年年3月3日 京都で部落民の解放を求めて全国水平社が創立され、水平社宣言が採択された。この宣言は、日本最初の人権宣言といわれている。

○全国水平社は、結婚、就職、学校、日常生活、さらには軍隊内でも生じた差別事件に対して糾弾闘争を展開した。

○1937年7月から本格化した日中戦争、1941年12月から開始された太平洋戦争の中で、全国水平社も戦時体制に組み込まれ、1941年2月、届け出をしなかったため全国水平社は法的に消滅した。

5、部落の歴史（現代）

○日本は1945年8月ポツダム宣言を受諾し、敗戦。1946年2月、部落解放運動は、部落解放全国委員会として再建。

○1946年11月3日、日本国憲法が公布、翌年の5月3日から施行。この中には、法の下での平等（第14条）や婚姻の自由（第24条）が盛り込まれた。これには部落解放全国委員会の働きかけがあった。

○憲法で、法の下での平等は規定されたが、それを実現するための具体的な施策が実施されなかったため、部落と部落民の置かれている実態は困難を極めた。

○1955年8月 部落解放全国委員会は、運動の広まりの中で、部落解放同盟へと名称を変更。

○1958年1月 部落差別の撤廃を願う人々が東京に集まり、国策樹立請願運動を開始。

○1965年8月、内閣同和对策審議会答申が出され、部落問題の早急な解決の責務は国にあり、同時に国民的課題であることが明確にされた。

○1969年7月、「同和对策事業特別措置法」が施行された。それ以降、2002年3月まで、「特別措置法」に基づき、同和对策事業が実施されてきた。

○33年間に及ぶ「特別措置法」に基づく施策の結果、部落の住環境面の改善、高校・大学への進学率の向上などの成果が得られた。

○1960年～1980年の期間に生じた重大な差別事件としては、1963年5月に生じた**狭山事件**（女子高校生誘拐殺人事件）の犯人として事件発生現場に近い部落出身の石川一雄さんが、部落差別に基づく予断と偏見で犯人に仕立て上げられ、裁判でも無期懲役の判決を受けた事件がある。現在、第3次の再審を求めた運動が展開されている。

○もう一つの事件としては、1975年11月に発覚した「部落地名総鑑差別事件」がある。これは、全国に存在しているおよそ5300ヶ所の部落の名前、所在地、戸数などを都府県別に編集・販売したものである。

1989年7月時点で、8種類の「部落地名総鑑」が作成・販売されていたこと、作成者は調査業者であったこと、購入者は企業を中心に200を超していることが判明した。

○これらの差別事件に対しては、33年間存在した「特別措置法」は全く効果がなかったため、1985年5月以降「部落解放基本法」の制定を求めた運動が展開された。

○部落解放運動は、1970年代後半以降、国際人権規約の批准促進運動を展開し、1979年6月批准を実現。

○それ以降、人種差別撤廃条約の批准促進運動を展開し、1995年12月加入を実現。

○1988年1月、部落解放同盟が中心となって世界各地で差別と闘う団体や個人とともに反差別国際運動(IMADR)が結成され、1993年7月には国連経済社会理事会との協議資格を獲得。

6、部落差別の現状

○2002年3月末で「特別措置法」が終了し、16年が経過しているが、部落の生活実態は後退してきている。例えば、生活保護率、不安定就労の比率、高校・大学の進学状況。

○差別事件についても、戸籍謄本などの不正入手事件、不動産売買をめぐる差別事件、悪質な差別文書の配布事件インターネット上での部落差別情報の大量流布、「全国部落調査報告書」復刻版の販売予告事件などが生起している。

○これらの差別事件の背景には、結婚や就職、不動産購入などに際して部落や部落民を忌避する差別意識の存在がある。

7、今後の課題

活用するもの

- 地域改善対策協議会意見具申(1996年5月)
- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」
(2000年12月)
- 部落差別の解消の推進に関する法律」(2016年12月)
- 国際人権規約、人種差別撤廃条約、「職業と世系に基づく差別の撤廃に関する原則と指針案」など

実現をめざしている重点課題

○的確な相談体制の整備

○教育・啓発の推進

○実態調査の実施

○差別の被害者を救済することに役立つ「人権委員会」
の設置のための法整備

○悪質な差別に対する法的規制のための法整備

○一般施策(創設含む)を活用した部落の生活実態の向上

おわりに

○2022年は全国水平社創立100年

○世界各地でとりくまれている差別撤廃運動、国連を中心とした人権確立のとりくみと連帯し、部落差別の解消に向けて大きく前進することをめざしている。

○96年に及ぶ日本の部落解放運動の経験を世界に発信し、全世界からの差別撤廃に貢献することをめざしている。